

○朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準

平成30年4月2日その他第9号

(趣旨)

第1条 この基準は、朝霞市みどりのまちづくり基金条例施行規則（平成27年朝霞市規則第9号。以下「規則」という。）第4条第4号に規定する市民等による良好な景観の形成に資する事業を支援するため、朝霞市みどりのまちづくり基金から朝霞市景観形成補助金（以下「景観形成補助金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 景観形成補助金の交付対象は、次に掲げる者（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）又は法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の所有者
- (2) 朝霞市景観条例（平成27年朝霞市条例第24号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定により選定したあさか景観資源（以下「景観資源」という。）の所有者又は管理者
- (3) 法第81条第1項の規定により景観協定を締結し、同法第83条の規定により認可を受けた団体又は景観協定を締結し認可を受けようとする団体
- (4) 条例第26条第1項の規定により認定された景観づくり団体又は景観づくり団体を結成し認定を受けようとする団体
- (5) 条例第27条第1項の規定により景観づくり協定を締結し認定された団体又は景観づくり協定を締結し認定を受けようとする団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者又はその関係者が朝霞市暴力団排除条例（平成24年朝霞市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(交付対象行為)

第3条 景観形成補助金の交付対象となる規則第4条第4号に規定する事業（以下「交付対象行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観重要建造物の外観の維持及び保全に係る行為又は景観重要建造物を活用した地域の良好な景観の形成に寄与すると認められる行為

- (2) 景観重要樹木の維持及び保全に係る行為又は景観重要樹木を活用した地域の良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
- (3) 景観資源の整備、維持及び保全に係る行為又は景観資源を活用した地域の良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
- (4) 景観協定を定めた区域内における良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
- (5) 景観づくり重点地区の区域内における良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
- (6) 景観づくり協定を定めた区域内における良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
- (7) 交付対象者が行う良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象行為とならない。

- (1) 市民等の財産権の不当な侵害につながるおそれのある行為
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける行為
- (3) 本市の類似する補助等の交付を受ける行為
(補助金の額)

第4条 景観形成補助金の額は、交付対象行為を行うために必要な経費（以下「交付対象経費」という。）ごとに別表第1に定めるとおりとし、交付対象経費に交付率を乗じた金額又は交付限度額のいずれか低い額かつ予算の範囲内において市長が決定する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の交付対象経費に他からの補助金又はこれに類する収入がある場合は、その額を控除した額を交付対象経費とする。

(交付制限)

第5条 景観形成補助金の交付制限は、交付対象経費ごとに別表第2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 第3条に規定する交付対象行為を行うため、景観形成補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、景観形成補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象行為の実施前写真

(2) 交付対象行為の実施箇所の位置図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類のほか、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、景観形成補助金交付の可否を決定し、景観形成補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第8条 前条の規定により景観形成補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容に変更が生じた場合は、景観形成補助金交付変更申請書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、交付決定の内容を変更し、景観形成補助金交付（不交付）決定変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、当該事業が完了したとき、又は景観形成補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに景観形成補助金対象事業実績報告書（様式第5号）に、別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、交付額を確定し、景観形成補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに景観形成補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに景観形成補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、景観形成補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付した景観

形成補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 申請者が交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 申請者が偽りその他不正不当行為により交付決定を受けたとき。

2 市長は、景観形成補助金を返還させるときは、景観形成補助金返還命令書（様式第8号）により、返還期限を定めて申請者に通知するものとする。

（適正管理）

第14条 景観形成補助金の交付対象となった景観重要建造物、景観重要樹木等について権利を有する者は、当該景観重要建造物、景観重要樹木等の適正な管理に努めなければならない。

（委任）

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月4日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成30年7月12日から施行する。

2 この基準の施行の際現にあるこの基準による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

交付対象行為	交付対象経費	交付率等 (交付限度額)		
第3条第1項第1号	景観重要建造物の外観の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり100万円)		
	景観重要建造物に付帯する門、塀等工作物の外観の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり50万円)		
	景観重要建造物を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	交付回数	交付率	
		1回目	4分の3 (10万円)	
		2回目	3分の2 (10万円)	
3回目	2分の1 (10万円)			
第3条第1項第2号	景観重要樹木の診断及び治療に係る経費	2分の1 (1年当たり50万円)		
	景観重要樹木の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり20万円)		
	景観重要樹木を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	交付回数	交付率	
		1回目	4分の3 (10万円)	
		2回目	3分の2 (10万円)	
3回目	2分の1 (10万円)			

第3条第1項第3号	景観資源の整備、維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり50万円)	
	景観資源を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	交付回数	交付率
		1回目	4分の3 (10万円)
		2回目	3分の2 (10万円)
	3回目	2分の1 (10万円)	
	交付回数	交付率	
	1回目	4分の3 (20万円)	
第3条第1項第4号	地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる緑化事業又は休憩スペース等の設置等に係る経費	2回目	3分の2 (20万円)
		3回目	2分の1 (20万円)
第3条第1項第5号	景観に係る計画又はルールの作成その他調査研究活動等に係る経費 景観に係る研修会、イベント等の実施その他情報発信又は啓発活動等に係る経費 景観協定の締結又は景観づくり団体の設立等に向けた活動	交付回数	交付率
1回目		4分の3 (10万円)	
2回目		3分の2 (10万円)	
3回目		2分の1 (10万円)	
第3条第1項第6号	その他市長が必要と認める行為に係る経費	—	
第3条第1項第7号		—	
第3条第1項第8号		—	
		—	

別表第2（第5条関係）

交付対象行為	交付対象経費	交付制限
第3条第1項第1号	景観重要建造物の外観の維持及び保全に係る経費	同一敷地内の交付対象について、300万円を超えないものとする。
	景観重要建造物に付帯する門、塀等工物の外観の維持及び保全に係る経費	
	景観重要建造物を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	同1行為につき3回までとする。
第3条第1項第2号	景観重要樹木の診断及び治療に係る経費	同一敷地内の交付対象について、150万円を超えないものとする。
	景観重要樹木の維持及び保全に係る経費	
	景観重要樹木を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	同1行為につき3回までとする。
第3条第1項第3号	景観資源の整備、維持及び保全に係る経費	1の景観資源の交付対象について、100万円を超えないものとする。
	景観資源を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	同1行為につき3回までとする。
第3条第1項第4号 第3条第1項第5号	地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる緑化事業又は休憩スペース等の設置等に係る経費	同1行為につき3回までとする。
	景観に係る計画又はルールを作成その	1の交付対象者が受

第3条第1 項第6号 第3条第1 項第7号	他調査研究活動等に係る経費 景観に係る研修会、イベント等の実施 その他情報発信又は啓発活動等に係る 経費 景観協定の締結又は景観づくり団体の 設立等に向けた活動	けることができる補助金は、1年度につ き1回、最初に補助 金の決定を受けた日 の属する年度から起 算して3年度限りと する。
第3条第1 項第8号	その他市長が必要と認める行為に係る 経費	内容を勘案して決定 する。

別表第3（第6条関係）

区分	交付対象行為	添付書類
第3条第1 項第1号	景観重要建造物の外観の維持及び保全 に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 設計図 ・ 見積書又は契約書 の写し
	景観重要建造物に付帯する門、塀等工 作物の外観の維持及び保全に係る経費	
	景観重要建造物を活用した地域のにぎ わい等の創出に寄与すると認められる 事業に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 前年度の収支決算 書
第3条第1 項第2号	景観重要樹木の診断及び治療に係る経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 設計図 ・ 見積書又は契約書 の写し
	景観重要樹木の維持及び保全に係る経 費	
	景観重要樹木を活用した地域のにぎわ い等の創出に寄与すると認められる事 業に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 前年度の収支決算 書
第3条第1	景観資源の整備、維持及び保全に係る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書

項第3号	経費	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図 ・見積書又は契約書の写し
	景観資源を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	
第3条第1項第4号	地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる緑化事業又は休憩スペース等の設置等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・前年度の収支決算書
第3条第1項第5号	景観に係る計画又はルールの作成その他調査研究活動等に係る経費	
第3条第1項第6号	景観に係る研修会、イベント等の実施その他情報発信又は啓発活動等に係る経費	
第3条第1項第7号	景観協定の締結又は景観づくり団体の設立等に向けた活動	
第3条第1項第8号	その他市長が必要と認める行為に係る経費	

別表第4（第9条関係）

区分	交付対象行為	添付書類
第3条第1項第1号	景観重要建造物の外観の維持及び保全に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・完成写真及び資料 ・施工に要した経費を証する書類 ・その他市長が必要と認める書類
	景観重要建造物に付帯する門、塀等工作物の外観の維持及び保全に係る経費	
	景観重要建造物を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動写真及び資料 ・収支決算書 ・活動に要した経費を証する書類 ・その他市長が必要

		と認める書類
第3条第1項第2号	景観重要樹木の診断及び治療に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・完成写真及び資料 ・施工に要した経費を証する書類 ・その他市長が必要と認める書類
	景観重要樹木の維持及び保全に係る経費	
	景観重要樹木を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動写真及び資料 ・収支決算書 ・活動に要した経費を証する書類 ・その他市長が必要と認める書類
第3条第1項第3号	景観資源の整備、維持及び保全に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・完成写真及び資料 ・施工に要した経費を証する書類 ・その他市長が必要と認める書類
	景観資源を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	
第3条第1項第4号	地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる緑化事業又は休憩スペース等の設置等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動写真及び資料 ・収支決算書 ・活動に要した経費を証する書類 ・その他市長が必要と認める書類
第3条第1項第5号	景観に係る計画又はルールを作成その他調査研究活動等に係る経費	
第3条第1項第6号	景観に係る研修会、イベント等の実施その他情報発信又は啓発活動等に係る経費	
第3条第1項第7号	景観協定の締結又は景観づくり団体の設立等に向けた活動	

第3条第1 項第8号	その他市長が必要と認める行為に係る 経費	
---------------	-------------------------	--

様式第1号（第6条関係）

景観形成補助金交付申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

住所 _____

申請者

氏名 _____

(名称及び代表者名)

連絡先 _____

朝霞市みどりのまちづくり基金施行規則第4条第4号の規定により、景観形成補助金の交付を受けたいので、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

見積額（予算額）	金 円	申請額	金 円
交付対象行為	第3条第1項第 号		
行為の実施箇所	朝霞市		
行為の実施期間	着手予定 完了予定 年 月 日 ~ 年 月 日		
交付対象行為の具体的な内容	-----		

備考			

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



景観形成補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった景観形成補助金の交付については、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第7条の規定により、下記のとおり交付（不交付）を決定しましたので通知します。

記

1 交付（不交付）決定年月日 年 月 日

2 交付決定番号 第 - 号

3 交付見込額 金 円

4 交付条件

- (1) 申請内容に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 申請者は、当該事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、朝霞市みどりのまちづくり基金の処分に関する事務取扱基準第9条に基づき当該事業に係る実績報告をすること。
- (3) 当該事業が朝霞市みどりのまちづくり基金の処分に関する事務取扱基準第13条に掲げる要件に該当したときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (4) 補助金の交付対象となった建造物、樹木等について権利を有する者は、当該建造物、樹木等の適正な管理に努めなければならない。

(不交付の理由)

様式第3号（第8条関係）

景観形成補助金交付変更申請書

朝霞市長 宛	年 月 日			
申請者	住所 _____ 氏名 _____ (名称及び代表者名) 連絡先 _____			
年 月 日付第 号で交付決定された補助金交付申請書の内容を変更 したいので、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第8条第1項の規定により、 関係書類を添えて、下記のとおり申請します。				
記				
変更理由				
見積額（予算額）	変更前		変更前	
	金 円	申請額	金 円	
	変更後		変更後	
	金 円		金 円	
交付対象行為	変更前 第3条第1項第 号		変更後 第3条第1項第 号	
行為の実施箇所	朝霞市			
行為の実施期間	着手予定 完了予定 年 月 日 ～ 年 月 日			
交付対象行為の 具体的な内容	変更前		変更後	
備考				

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



景観形成補助金交付（不交付）決定変更通知書

年 月 日付で変更申請のあった景観形成補助金の交付については、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第8条第2項の規定により、下記のとおり交付（不交付）を決定しましたので通知します。

記

1 交付（不交付）決定年月日 年 月 日

2 交付決定番号 第 - 号

3 交付見込額 金 円

4 交付条件

- (1) 申請内容に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 申請者は、当該事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、朝霞市みどりのまちづくり基金の処分に関する事務取扱基準第9条に基づき当該事業に係る実績報告をすること。
- (3) 当該事業が朝霞市みどりのまちづくり基金の処分に関する事務取扱基準第13条に掲げる要件に該当したときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (4) 補助金の交付対象となった建造物、樹木等について権利を有する者は、当該建造物、樹木等の適正な管理に努めなければならない。

(不交付の理由)

景観形成補助金対象事業実績報告書

年 月 日	
朝霞市長 宛	
申請者 住所 _____ 氏名 _____ (名称及び代表者名) 連絡先 _____	
年 月 日付第 号で交付決定を受けた行為について、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。	
記	
交付対象行為	第 3 条第 1 項第 号
行為の実施箇所	朝霞市
行為の完了年月日	年 月 日
交付決定日 及び番号	年 月 日 第 - 号
補助金対象 事業経費	金 円
交付決定見込額	金 円
備考	

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



景観形成補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった交付対象行為に対する補助金の交付額を確定しましたので、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第10条の規定により通知します。

記

1 交付額 金 円

2 補助金の請求

申請者は、本通知を受けたときは、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第11条に規定する景観形成補助金交付請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

景観形成補助金交付請求書

年 月 日

朝霞市長 宛

住所 _____

申請者

氏名 _____
(名称及び代表者名)

年 月 日付第 号で確定された景観形成補助金について、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額	金 円			
振込指定口座	銀行名		支店名	支店
	口座種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

(注) この請求書には、銀行名、支店名、口座番号及び口座名義人が分かる通帳のコピーを添付してください。

(注) 申請者名義と振込先口座名義が異なる場合は、委任状を添付してください。

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



景観形成補助金返還命令書

年 月 日付景観形成補助金交付請求書に基づき交付した景観形成補助金については、朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準第13条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還決定年月日 年 月 日

2 返還決定番号 第 - 号

3 返還すべき金額 金 円

4 交付済金額 金 円

5 返還を命じる理由

6 返還期限 年 月 日

7 返還方法